

JAR ANNUAL REPORT

難民支援協会 2019年度 年次報告書

難民支援協会(JAR)のミッション
JAR'S MISSION

2019年度の実績
ACHIEVEMENTS OF JAR FY2019

世界の動向
GLOBAL TRENDS

日本の動向
TRENDS IN JAPAN

法的支援
LEGAL ASSISTANCE

生活支援
SOCIAL ASSISTANCE

就労支援
JOB ASSISTANCE

コミュニティ支援
COMMUNITY ENGAGEMENT

具体的な成果事例
OUR ACCOMPLISHMENTS

政策提言・ネットワーク
ADVOCACY & NETWORKING

広報活動
PUBLIC RELATIONS

シリア事業
SYRIA PROJECT

人道支援
HUMANITARIAN ASSISTANCE

メディア掲載実績一覧
MEDIA COVERAGE

支援者の声
SUPPORTER'S VOICE

JAR スタッフ
JAR STAFF

企業・団体からのご協力
SUPPORT FROM COMPANIES
AND ORGANIZATIONS

会計
ACCOUNTING

団体概要
ORGANIZATION OVERVIEW



2019

2019.7~2020.6



コロナ禍のもとでの難民支援

緊急事態下でも活動を持続することを目指して

2020年に入り、新型コロナウイルスの国内感染が急速に拡がりました。

感染症の流行やそれによる経済的な打撃は、日本で頼る先のない難民に対して、大きな影響を与えました。難民支援協会(JAR)は其中で、これまで行ってきた支援のあり方を大きく転換することになり、現在はまだその渦中にありますが、難民の置かれた状況と、JARの取り組みをお伝えします。

コロナ禍での難民の現状

新型コロナウイルスの感染拡大により、日本への入国規制が始まった3月頃から、新規に難民が入国することはほぼなくなってしまいました。しかし、それ以前に来日した方は、通常よりもさらに不安を感じる状況のなかで日々を過ごしています。

感染拡大が深刻化する直前に日本へ逃れてきた方々は、来日から間もなく国内が緊急事態になってしまいました。観光ビザを最初に取得できたなどの理由で、最短で逃れられる場所として日本を選んだ方も多く、日本に全く知り合いがおらず、物価の違いから所持金も数日で尽きてしまう人が少なくありません。異国で、泊まれる場所もなく路上で過ごすことは、精神的にも肉体的にも大きな負担がかかりますが、さらに新型コロナウイルスの感染というリスクが加わりました。一方、モスクなどの宗教施設や24時間営業のお店など、これまで夜を過ごしていた場所が感染対策のために利用できなくなり、行き場はさらに少なくなりました。

また、難民申請の結果を待ちながらアルバイトや契約社員で生計を立てていた人の多くが、コロナ禍による収入への影響を受けています。失業してしまい、新たな仕事が見つからないと数年ぶりにJARへ相談に来る方もおり、社会全体で求職者が増えるなか、就労許可があっても日本語の能力などを理由に今まで以上に仕事が見つかりづらくなっています。

JARの取り組み

このような状況の中で、JARではどのように事業を継続するか検討しました。感染が広がる緊迫した状況下で、当面事務所を開き続けることを決断し、その中で事業を継続するために体制を作りました。

全スタッフを2チームに分け曜日替りで出勤*、残りはテレワークとし、インターン・ボランティアの事務所での活動は停止。事務所の消毒、来訪者へのマスク提供・検温など各種感染対策を徹底して感染リスクに備え、面談・食料提供・宿泊先手配・病院同行などの支援を実施しました。

同時に、外出自粛や感染への不安から事務所まで来られない方もいることから、電話での相談対応やオンラインでの通訳実施、コロナウイルス関連情報のウェブサイトでの多言語発信、自宅・滞在先への食料・日用品の送付などの、事務所に来られない状況に即した対応も行っています。

コロナ禍での就職は非常に厳しい状況にありますが、可能性のある業界を中心に日々求人情報を集め、企業と丁寧な調整を行いながら就職につなげられるよう尽力しています。

また、なかには困窮していてもJARに連絡できずにいる方もいるのではないかという問題意識から、難民の方が多く住んでいる地域を中心にスタッフが赴いて状況を把握し、支援を行う計画を開始しています。

* 合計週4日事務所対応。ただし、4月13日から6月19日は緊急事態宣言に鑑み週2日とした。



あるスタッフが難民の方に、感染予防のためできるだけ外出しないようにと伝えたところ、「今までと同じだから大丈夫だよ」という言葉が返ってきました。

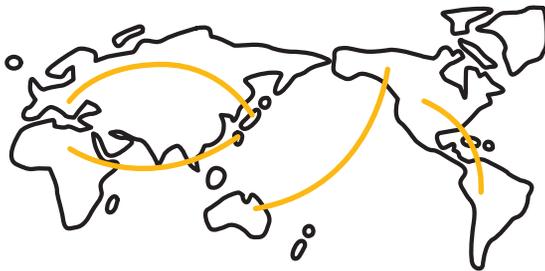
日本に逃れた難民の方は、知り合いもほとんどおらず、コロナ禍になる以前から、社会から孤立した状況にありました。このコロナ禍が続くことで、難民の方がいっそう見えない存在となり、支援の手が届かなくなってしまうことがないよう、JARはこれからも活動を継続していきます。

JAR'S MISSION

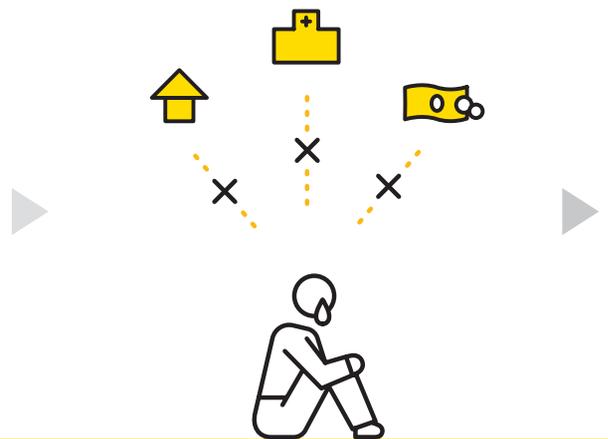
難民支援協会（JAR）のミッション

難民が新たな土地で
安心して暮らせるように支え、
ともに生きられる社会を実現する。

日本にも
世界各国から逃れてきた
難民が暮らしています。



来日直後の難民は、頼れる先が
何もなく、お金も家も仕事もない、
厳しい現実と直面します。



JARの取り組み

来日直後から
自立に至るまでの道のりに
寄り添います

現場の経験を生かし
社会へも働きかけます

法的支援

生活支援

政策提言

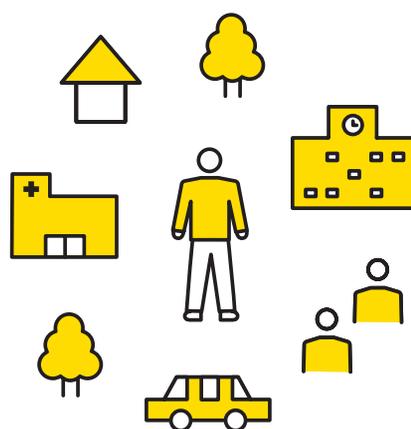
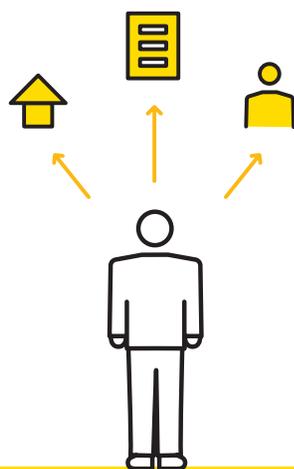
世界には、紛争や人権侵害などで故郷を追われる人がいます。
「難民」となる前は、仕事や家があり、大切な人たちとの日常がありました。
難民保護とは、人としての当たり前の日常が回復され、
一人ひとりが社会に受け入れられることだと、私たちは考えます。

日本に逃れてきた難民が保護されるために、難民保護の専門集団として、
難民一人ひとりの来日直後から自立に至るまでの道のりに寄り添います。
そして、難民とともに生きられる社会を目指し、
個人、地域、企業、政府など、社会を構成する人たちに働きかけます。

「難民」と「社会」。
私たちは、よりよい難民受け入れを目指し、それぞれに対して向き合っています。

家や仕事を見つけて、
なんとか生活しているものの
社会で孤立した状態が続いています。

地域社会のなかで
つながりを持ち、安心して
暮らせることを目指します。



就労支援

コミュニティ支援

広報活動

難民とともに生きられる社会へ

ACHIEVEMENTS OF JAR FY2019

2019年度の実績 (2019.7.1 - 2020.6.30)



61 カ国

相談を受けた難民の出身地域はアフリカ、南アジア、中東を中心に多岐に渡りました。

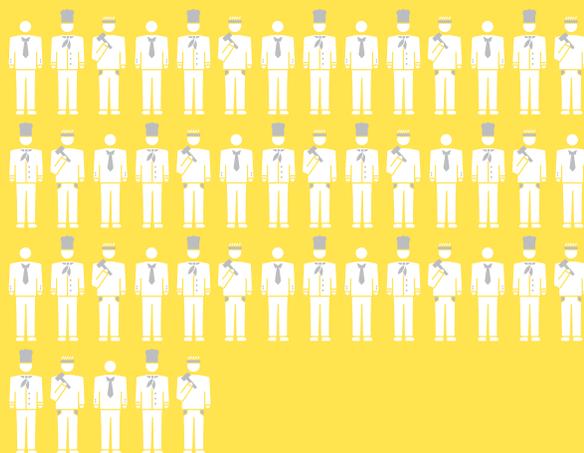
→ P.10-13

47 人 52 社

就労準備日本語プログラムを継続して実施、多くの修了者が就職につながりました。

*途中転職を含むため、企業数が人数を上回っています

→ P.12



62 人

ホームレスの状況にある難民に対してシェルター(宿泊場所)を提供しました。

→ P.11



99 人 157 件

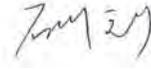
病院との交渉や診療費の支援を通じて、医療につなげました。

→ P.11



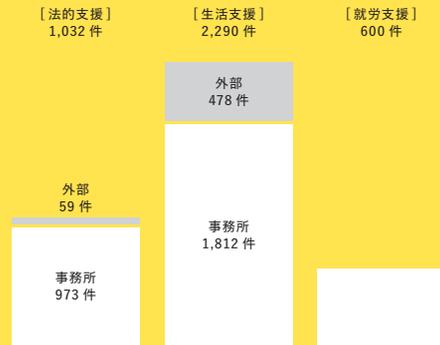
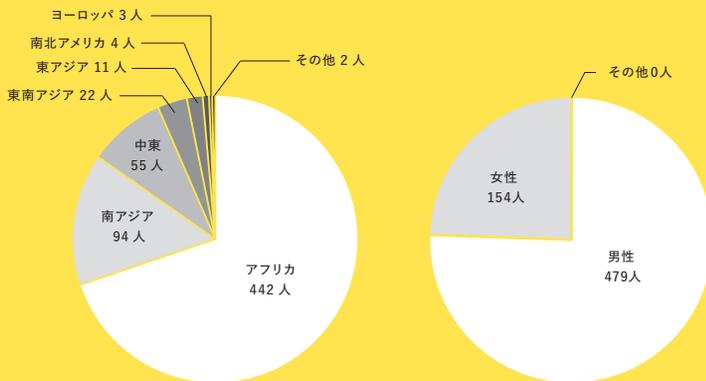
この1年間、皆さまからのご支援により、JARは事業を続けることができました。心より感謝申し上げます。コロナ禍の影響や制度の厳しさなどにより、難民の置かれた状況はさらに困難になっています。この状況に立ち向かい、難民の方々が安心でき、ともに暮らせる社会を作るため、これからも皆さまのご支援をお願いいたします。

代表理事




37人

収容所（茨城県牛久・東京都品川・空港関連施設）に留め置かれている難民に面会しました。



633人

3,922件

難民申請の手続きや日本での生活についてカウンセリングをおこない、個別に支援を提供しました。 → P.10-12



【コミュニティ支援】

約 1,000人※

集住地域における勉強会の開催や災害時の対応など地域社会と難民を橋渡しする、さまざまな取り組みを行いました。

※各難民、難民コミュニティ、関係機関、地域住民を含む(のべ)。大規模な講演を除く

→ P.13



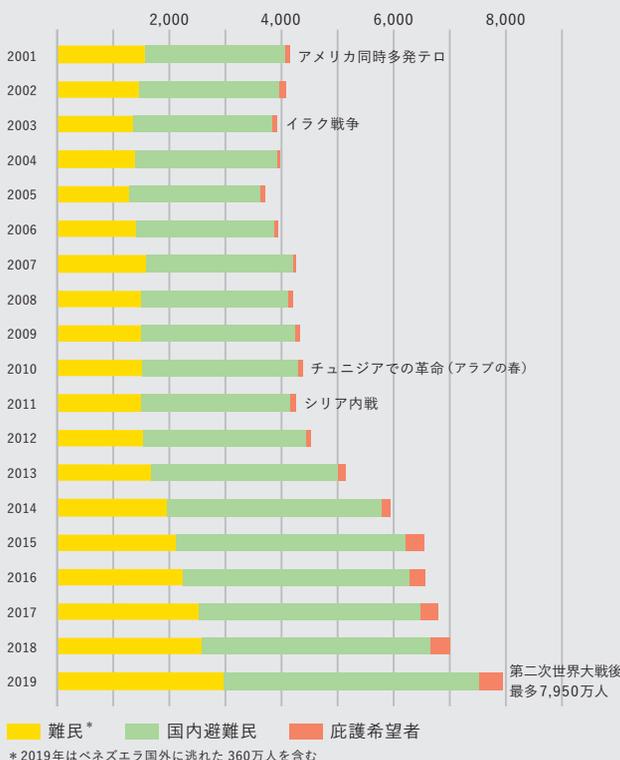


国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の報告によると、紛争や迫害によって故郷を追われた人は2019年末時点で7,950万人にのぼり、第二次世界大戦後最多を更新、10年前の約2倍となりました。地球上の97人に1人が移動を強いられていることとなります。その内訳は、安全を求めて国境を越えた難民が2,600万人(+ベネズエラ国外に逃れた人360万人)、各国で難民申請中の庇護希望者が420万人、国内避難民が4,570万人です。このうち4割は18歳未満で、教育の機会を失い、暴力や搾取の危険性と隣り合わせで避難生活を余儀なくされている子どもも少なくありません。難民の出身国は、シリア、ベネズエラ、アフガニスタン、南スーダン、ミャンマーの5カ国で全体の7割近くを占めていますが、これら以外の多岐にわたる国々でも様々な迫害によって難民が生まれています。また、2019年内に世界各地で新たに200万件の難民申請(庇護申請)が出されました。そのうち、最多は米国で30万件に上りました。エルサルバドル、ベネズエラなど中南米の国々の政情不安や暴力の蔓延が大きな要因となっています。米国に続いて、ペルー、ドイツ、フランス、スペインの順に多くの申請が出されていますが、先進国での難民申請にたどり着く人は全体のごくわずかに過ぎず、8割以上の難民が低・中所得国に集中する構造は変わっていません。トルコだけで360万人の難民を受け入れています。

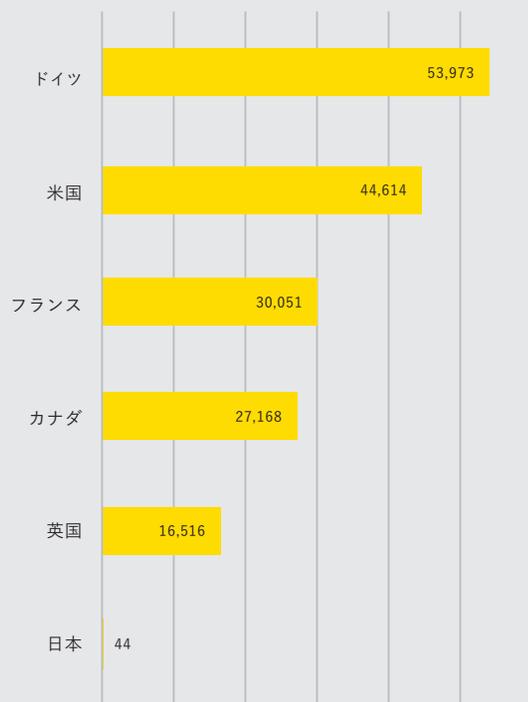
このような状況を改善するため、2018年12月、国連総会で「難民に関するグローバル・コンパクト」が採択され、受け入れの負担の分担につながる取り組みについて各国が具体的な公約を示し、4年ごとの閣僚級会議や中間会合を通じて実施状況を評価していくことになりました。2019年12月には第1回目の閣僚級会議「グローバル難民フォーラム」がスイス・ジュネーブにて開かれ、難民当事者、各国政府の首脳、国際機関、ビジネスリーダー、市民社会の代表など約3,000人が一堂に会し、各アクターから影響力のある誓約が提示されました。しかし、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、第三国定住(一時避難国で十分な保護が受けられないことなどを理由に他国へ行くことを希望する人を、受け入れに同意した第三国が受け入れる枠組み)など一部の誓約への影響が懸念されています。

新型コロナウイルスはその他にもさまざまな影響を難民に及ぼしています。世界各地で入国制限が設けられたことにより、他国へ逃れることが以前に増して難しくなりました。船で逃れた難民が、感染対策のために上陸を拒否され、海上での漂流を余儀なくされるといったことも起きています。また、過密状態にあり、衛生環境も整っていない世界各地の難民キャンプでの感染拡大が懸念されており、従来の支援を行えないといった問題も生じています。

全世界で避難を余儀なくされた人の数 [単位] 万人



各国の難民認定数(2019年) [単位] 人



出典: UNHCR Global Trends 2019, UNHCR Refugee Data Finder, 出入国在留管理庁発表資料から作成



日本では2019年に10,375人が難民申請をしました。2010年以來初めて減少に転じた昨年と同水準です。このうち97%は短期滞在など留資格を持つ人による申請で、留資格を持たない人による申請は3%(302人)と、昨年から半減しました。難民認定は依然として厳しく、44人に留まりました。難民認定された人の出身国内訳は、アフガニスタン、リビア、イエメン、コンゴ民主共和国、シリア、ベネズエラ、ウガンダ、エチオピア、無国籍、イラク、スーダン、ソマリア、ブルンジ、パキスタン、スリランカです。スリランカ出身の男性は、難民不認定の取り消しを求めた裁判で勝訴が確定した後、「スリランカの情勢が好転した」として法務省入国管理局(現・出入国在留管理庁)に再び難民不認定とされ、改めて難民認定を求めた訴訟の結果、13年越しで認定されました。

また、2020年1月には、旧ソ連出身の無国籍の男性を難民と認めず、強制送還を命じた国の処分を違法として取り消す判決が東京高裁で下されました。裁判長は男性が難民に当たると指摘した上で、「(強制送還をすれば)地球上で行き場を失うことは明白だ」として法務省の判断を批判。男性は2010年来日、10年越しの難民認定でした(p.14)。このように、難民認定に消極的な法務省の判断によって、裁判を含めた長年の手続きの末にようやく認められる事例は引き続き少なくありません。他の先進国と見合う適正な手続き基準の導入、国際基準に合わせた認定基準の見直しと公表が求められます。

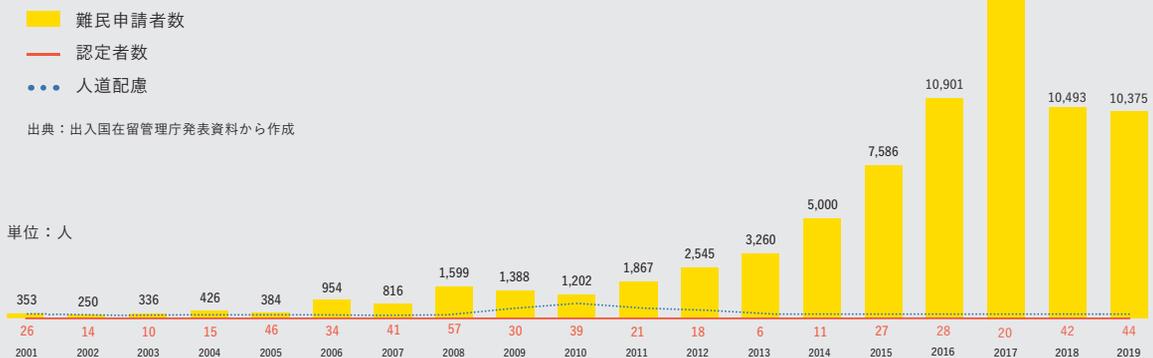
一方、難民申請者を含む退去強制令書が発布された外国人の送還について見直しが行われています。難民は出身国へ送還されると迫害を受ける恐れがある人たちです。そのため、難民申請の結果を待っている難民申請者を含めて、迫害のおそれがある国に送還することは難民条約で禁止されており、現在の入管法でも認められていません。しかし、法務大臣のもとに設置された有識者会議「収容・送還に関する専門部会」が2020年6月に公表した提言のなかには、難民申請中の人の送還を可能にする内容が含まれており、法改正が検討されています。難民をこれまで以上に危険にさらす改正が行われることのないよう、支援団体や弁護士は働きかけを続けています。

新型コロナウイルスは日本の難民にも様々な影響を及ぼしています。難民申請の結果を待っている人のなかには、公的支援の対象とならず、就労許可もないなか、周囲の支えで何とか生きてきたという人もいます。感染拡大により支えてくれていた人の生活も厳しくなり、一切の収入が途絶えてしまうなどの影響が出ています。就労許可があり、アルバイト等で生計を立てていた人も多くが職を失ったり、勤務時間の短縮を余儀なくされ生活苦に陥っています。社会全体で失業者が増えるなか、日本語の能力などを理由に外国人が就職先を見つけることはこれまで以上に難しくなっており、支援が必要となっています(P.1-2)。

日本に暮らす難民の内訳



日本の難民申請者・認定者数推移



難民認定のために

弁護士と連携し、保護されるべき人が速やかに難民認定を得られるよう支援します。



逃れた先で「難民」と認定されることは、迫害の待つ母国に送り返されるかもしれない恐怖から解放されることを意味します。人としての権利を回復し、新たに日常を立ち上げるためには、難民認定を得ることは非常に重要です。日本の難民認定基準は極めて厳しいですが、JARは、保護されるべき人が難民認定を得ること、そのために必要な弁護士などの協力者を開拓することに取り組んでいます。

事業内容

- ・ 難民条約や申請手続きの情報提供
- ・ 難民認定申請書類の作成サポート
- ・ 収容所にいる難民申請者への面会
- ・ プロボノ弁護士／事務所の開拓と連携強化

協働先

- ・ 弁護士
- ・ 法律事務所
- ・ 通訳、翻訳者 など

事務所での
相談件数

973件

収容施設や法律事務所
での支援件数

59件

REPORT 01

難民一人ひとりのニーズに応じた法的 カウンセリング実施



今年度は国際会議等が要因と推測される相談者数の急増、新型コロナウイルス感染予防対策としての新規入国者の制限等、変化の大きな1年となりました。JARに相談に訪れる難民は、来日直後で難民申請の方法が分からないという人から、仮放免の生活を長年強いられている人まで多岐にわたります。初めて来訪した人に対しては、母国を逃れた理由を中心に登録のための聞き取りを実施し、制度について説明をしました。また、法的支援の必要性が特に高いと判断した一部の方には弁護士を紹介するなど、一人ひとりが置かれている状況に則したカウンセリングを行い、現状や今後を一人ひとりが理解できるよう支援しています。

REPORT 02

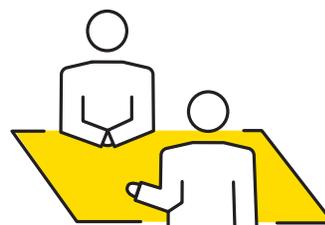
より多くの方への法的支援を 目指した出身国情報の収集



難民認定申請の手続きでは、出身国情報や自らの迫害を裏付ける証拠を収集し提出することが重要ですが、これらを全て日本語訳しなければならないなど、申請者自身ができることには限界があります。今年度は、昨年度より開始した出身国情報のパッケージ化（それぞれの申請理由に沿った出身国情報や各国の判例等を収集の上、日本語に翻訳）を進めました。JARの支援対象者の半数以上を占めるアフリカ各国を中心に、12ヶ国の出身国情報が完成しました。これらの出身国情報を、申請者本人が審査機関である出入国在留管理庁へ提出したり、受任した弁護士に提供するなど、積極的に活用していきます。

生き抜く力を支える

一人ひとりの力を「引き出す」支援を通じて、来日直後の厳しい時期から自立への道のりを支えます。



難民申請の結果を待つ期間は平均約3年。その間、公的な生活支援は十分ではありません。多くの難民は来日して間もなく、今日明日をどう生き延びるかという厳しい現実と直面します。ホームレスに陥る人もいます。JARは、モノやお金を「与える」だけでなく、その人の力を「引き出す」支援を通じて、一人ひとりに寄り添っています。

事業内容

- ・個別のカウンセリング
- ・(カウンセリングを通じた) 食食住の確保、緊急支援金の支給
- ・医療機関とのネットワーク拡大
- ・難民同士がつながる場の開催
- ・生活の基本情報を伝えるオリエンテーションの開催

協働先

- ・病院
- ・自治体
- ・フードバンク など

事務所での
相談件数

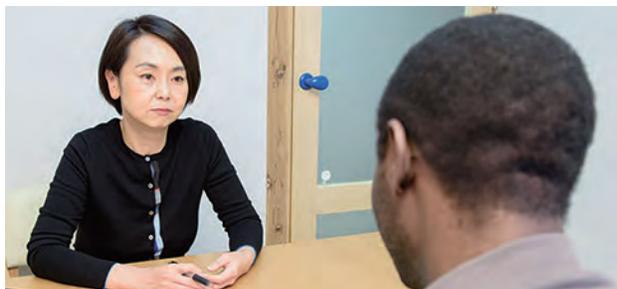
1,812件

病院同行など
外部での支援件数

478件

REPORT 01

来日直後の緊急期に最低限の生活を営めることを目指した支援



JARには1日15人から20人の難民があらゆる相談のために来訪しますが、2019年の夏以降、来訪者が急増し、過去最多の1日40人が訪れる日もありました。その多くは、来日直後の非常に困窮した状態の難民でした。やっとの想いで日本にたどり着いたものの、助けを求められる家族や知人もおらず、自国からの僅かな持参金もすぐに尽きてしまい、寝泊まりする場所や食べるものがないといった状態で相談に訪れます。野宿状態となってしまった人にはシェルター(宿泊場所)を提供したり、体調を崩したり持病を抱えている人には、健康保険に加入していなくても受診できる病院を探し同行するなどの支援を実施しました。

REPORT 02

コロナ禍で困窮した難民が生き抜くための支援



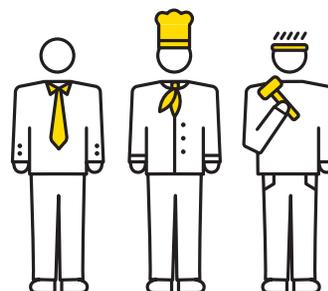
JARでは難民一人ひとりが自ら支援を求められる先を広げ、日本で生き抜いていけるよう支えることも大切にしています。それぞれが抱える生活上の問題全てをJARが解決することは現実的ではなく、できる限り自らの力で日本での生活を生き抜けるようカウンセリングを行っています。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、もともと脆弱な状態に置かれていた難民の生活はさらに困難になりました。支援を求められる先も狭まり、カウンセリングのみならず、より直接的な支援が求められています。通常は行っていない、食料や物資の配送など、その日を生きながらえるために何ができるのか、模索しながら支援を行っています。

経済的に自立する

難民の働く意欲と企業のニーズをつなぎ、
難民が安心・安全に働き続けられるよう支援します。

—

難民申請中の公的支援が十分でない中で、難民は来日間もない時期から生きるために働く必要に迫られます。同時に、多くの人は、支援に頼ることなく一日でも早い自立を望んでいます。JARは、職業紹介事業の許可を受け、就労資格のある難民と企業をつなぎ、難民が安心・安全に働き続けられるよう支援しています。



事業内容

- ・就労準備日本語プログラムの提供
- ・企業と難民とのマッチング
- ・雇用先の開拓

協働先

- ・企業
- ・自治体
- ・日本語教育関係者 など

就労
相談件数

600件

就職実績

47人

REPORT 01

就労準備日本語プログラムを コロナ禍もオンラインで継続



1日3時間・合計60日(180時間)の就労準備日本語プログラムを日本語学校と継続。プログラムでは日本語だけでなく、挨拶時のおじぎ、座る・聞く姿勢など非言語コミュニケーションの教育にも力を入れてきました。これらは職場の一員として期待される振る舞いで、難民と企業双方の不安が和らぎ、就職後の積極的なコミュニケーションと良好な関係づくりにつながります。緊急事態宣言(2020年4月7日)の発出に伴い、4月下旬からオンライン授業に切り替えましたが、非言語コミュニケーションの指導は難しく試行錯誤しています。今年度は60人がプログラムを受講し43人が修了。過去の修了生も含めて47人の就職を実現しました。

REPORT 02

多様な業種で個別に 難民と企業をマッチング

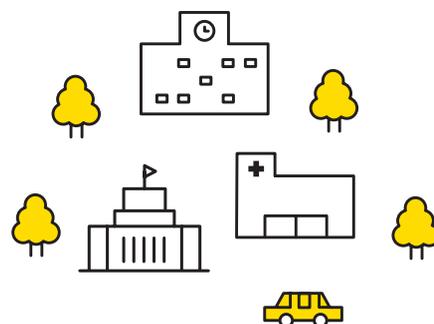


就職における難民の多様なニーズに応えるため、今年度は個別の支援に注力しました。個別の希望に応じて、これまでのマッチング実績にはなかった業種の求人も積極的に探し、企業と難民を引き合わせることで、昨年度に仕事が見つからなかった方も含めて14業種で就職が決まりました。しかし、コロナ禍で求人が大幅に減少し、難民が就職をしている業界の多くで休業要請や時間シフトの削減が発生しました。その結果、現在職がない方も加えて、70名を超える方から生計を維持するための転職についての相談を受けました。コロナ禍でも強い業界を意識し、必要な職業訓練も視野に入れ、粘り強く難民と企業のマッチングを進めています。

ともに地域社会をつくる

難民が、地域社会の中でつながりを持ち、
ともに生きていける関係性を築けるよう支援します。

日本での生活が長い場合でも、地域社会から孤立してしまう難民は少なくありません。JARは、自治体、学校、病院など、地域社会をつくる人びとと難民を橋渡しし、難民が社会の一員として、地域のなかでつながりを持ち、ともに支えあって生きていけるよう支援しています。



事業内容

- ・ 難民や地域コミュニティのキャパシティ強化
- ・ 地域関係者への働きかけと連携強化
- ・ 難民の孤立解消に向けた取り組み

協働先

- ・ 自治体
- ・ 医療機関
- ・ 学校
- ・ 地域住民 など

REPORT 01

難民の集住地域における 多様なアクターの対応力を引き出す



難民が多く暮らす地域において、自治体職員や医療関係者、支援団体のスタッフなどが直面する課題への対応力向上に協力しています。今年度は、災害、母子保健、子ども支援、医療の分野における課題に対応するためのノウハウ・経験を、勉強会や個別相談を通じて共有しました。コロナ禍以降は活動が大きく制限されましたが、参加者はのべ約1,000人にのびりました。また、収容により親と引き離される子どもたちの状況の深刻化を受け、子ども支援団体などと連携して活動機会の提供やメンタルヘルスケアの支援を行いました。昨年度に引き続き、予防医療の認知啓発を目的とした難民の子どもへの予防接種も約80名に実施しました。

REPORT 02

被災に備え、難民を含む外国人など 多様性に配慮した支援の設計に参加



災害時、難民をはじめ外国人は情報弱者やマイノリティであることで、一般の住民に比べて支援が届きにくく、災害関連死の危険性が高まります。そのため、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)など全国の災害支援団体が集まるネットワークと連携し、災害時の難民・外国人への配慮や支援の方法に関する勉強会・研修に登壇し、多様性に配慮した防災訓練の設計、災害時の多様性への配慮を考える検討委員会の委員などを務めました。新型コロナウイルスの流行により、避難所での支援はより難しくなると考えられます。今後も関係団体と連携し、支援が難しい環境で難民をはじめとする人々が取り残されない対策を模索していきます。

具体的な成果事例 OUR ACCOMPLISHMENTS

STORY

01

セーフティネットがないなか 最低限の生活環境を確保する

JAR STAFF

支援事業部 マネージャー
新島 彩子



フレッドさん(仮名)がスーツケースを引いてJARにたどり着いたとき、すでに所持金はほとんど尽きていました。しかし、公的支援につながるまで平均約2ヶ月かかります。不運にも、ホームレス状態に陥った方のために私たちが当時確保していたシェルター27部屋も満室になったばかりでした。母国では政治的な意見を理由に拷問まで受け、身の危険を感じて出国を決意。最短で観光ビザを取得できた日本へ逃れてきたフレッドさんを待ち受けていたのは、野宿という厳しい現実でした。難民申請や公的支援の申請などに最低限必要な交通費や食費として15,000円の緊急支援金を支給しましたが、1回きりしか渡せないことをお伝えすると、少しでも計画的に使おうと考えたフレッドさんは、品川にある出入国在留管理局へ徒歩で向かったそうです。最短でも片道10km・2時間以上かかる道のりです。土地勘もない中、やっとの思いでたどり着くも、難民申請の手続きに必要な写真をスーツケースに忘れたことに気づき、泣く泣く歩いて戻り、結局二往復したといいます。公的支援がなく、泊まる場所もない難民の方々が直面する困窮の度合いは、電車に乗ることさえもためらうほど深刻なものです。フレッドさんは、日中はJAR事務所で食事・休息をとり、過酷な天候のなか近くの公園で夜を明かす毎日過ごし、最終的にJARのシェルターに入るまでには2週間かかりました。シェルターに入居してからは、ようやく腰を落ち着けて、難民申請の手続きやこれから生きていくための日本語学習に集中できるようになりました。セーフティネットがないなか、医(衣)食住を安定させる支援の重要性を、日々痛感しています。

STORY

02

約10年支援してきた 無国籍の方の難民認定

JAR STAFF

支援事業部
田多 晋



2020年1月、2010年の来日当初より支援してきた旧ソ連出身・無国籍のルーベンさんが勝訴し、難民認定されました。彼を難民と認めず強制送還を命じた国の処分の是非が争われた控訴審で、裁判長は彼が難民に当たると指摘し、「地球上で行き場を失うのは明らかだ」と処分を違法と認めて取り消す判決を下しました。判決の前日、彼はJAR事務所を訪れ「悪い結果が出ることしか考えられない、敗訴だったらその後はどうしようか、その場で捕まってしまうのだろうか…」と不安を吐露していました。判決が言い渡されると、ともに闘ってきた弁護士たちが歓喜の涙を流す中、ご本人は顔を上気させて喜びをかみしめていました。事務所では、裁判の傍聴に行けなかったスタッフやインターンが、固唾をのんで判決の結果を待っていました。勝訴の報せが入ると事務所は歓喜に包まれ、拍手がわき起こりました。これから生活の基盤を作っていく必要があり、喜ぶばかりではられません。JARは支援を続けていきます。



ご本人から電話で報告を受けたときの様子

STORY
03

来日から3年 念願の企業への就職を実現

JAR STAFF

定住支援部
寺畑 文絵



頼るあてもなく日本に逃れた難民の方が、経済的に自立するために職を探し、働き続けることは簡単ではありません。JARでは、来日当初から一人ひとりへのカウンセリングを行い、厳しい生活を支えながら、就労が可能になる見込みのある方を対象に就労支援を行っています。3か月間の「就労準備日本語プログラム」を受講して働くための日本語を学んでもらい、ご本人と相談しながら就職先を探し、職場となる企業と連携して円滑な就労が可能となるよう数年にわたってサポートし続ける、息の長い支援です。

アルバイトを掛け持ちして働きながら日本語やITの勉強を続け、念願だったIT業界への就職を実現した方がいます。2015年に来日した、アフリカ出身のアチュさん(仮名)です。就労準備日本語プログラムを人一倍熱心に受講した後、アチュさんは自らの展望をこう語りました。「今お金を稼げるかどうかだけでなく、長期的なプランを考えたい。アルバイトをしながら勉強を続け、スキルを得て安定した仕事に就きたい」。多くの方から同様の希望を聞いてきたなかで、「それは並大抵の努力ではできない」と厳しい現実を伝えました。その一方で、希望を叶えられるよう就職活動の支援を開始。条件に合う職場を探し、同時に無料で日本語やプログラミングの勉強ができる場にも通えるよう支援しました。アチュさんは飲食店などで日中アルバイトをし、夜は日本語学校などに通う日々を2年以上続けました。そして来日から3年後、ついに希望していた企業への就職を実現しました。就職先では実力を認められ、もし難民認定が得られなくても何とか在留を続ける道がないかと熱望されています。

STORY
04

難民アシスタント養成講座、 累計40回・受講生3,000人を突破

JAR STAFF

広報部
藤代 美香



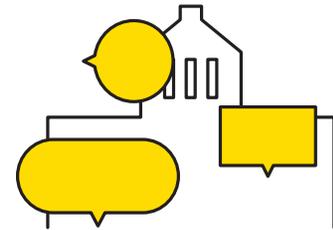
日本にも毎年多くの難民が逃れてきているなか、難民支援について市民一人ひとりが果たせる役割も大きくなってきています。「難民アシスタント養成講座」は、世界の難民を取り巻く状況や日本の現状をさまざまな角度から学び、日本で暮らす私たちに何ができるか、難民受け入れに前向きな社会をどのように作っていくかを考える講座です。講座にはJARスタッフのみならず、難民支援の第一線で活動する弁護士や研究者などが講師として登壇し、難民問題について包括的にじっくり学びながら、受講生同士の活発な意見交換も行われています。団体設立から間もない2001年より毎年開催しており、各回、難民問題に関心を持つ約100名にご参加いただけてきました。情勢などにもあわせて内容を改訂しながら地道に開催を続け、累計開催回数40回、受講生のべ3,000人を突破しました。受講生のなかには、講座をきっかけに難民支援に関わるようになった人も多くいます。今後はオンライン開催も含め、コロナ禍においても「難民とともに生きる社会」の担い手を着実に増やしていきます。



難民受け入れ政策を促す

難民が適切に保護され、受け入れられる制度の実現を目指し、政府や国会に政策を提言します。

適切な制度の実現と運用を目指して、国会議員・各省庁・自治体などと地域を中心に NGO や行政と情報を共有し、互いの取り組みから学び合うことで、日本国内外での難民支援・保護制度の改善に取り組みます。



事業内容

- ・難民保護の制度実現と運用改善に向けたロビー活動
- ・各国・地域で活動する NGO・政府との情報交換、関係構築 など

REPORT 01

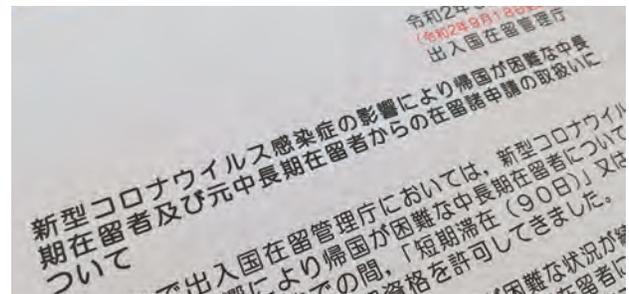
難民が適切に保護される 法改正に向けて働きかける



2019年10月、法務省は外国人の長期収容の課題を解決するため「収容・送還に関する専門部会」を設置しました。難民保護の観点から踏まえた議論が行われるよう、専門部会のヒアリングで意見を述べるなど、関係する市民団体と協働して可能な限りの働きかけを行ってきました。2020年6月に発表された提言には、難民申請者の手続き中の送還を可能にする内容が含まれており、強い懸念を意見書で表明しました。今後、この提言の内容を踏まえた法改正に関する議論が行われることが予想されます。難民が送還されるのではなく、適切に保護されるための施策が一つでも多く実現され、必要のない収容をなくすために引き続き働きかけます。

REPORT 02

感染拡大の影響から守るために 行政や難民に働きかける



新型コロナウイルスの感染拡大の影響から難民申請者を守るため、他団体と連携して行政へ働きかけを行ってきました。例えば、特別定額給付金の対象外となっていた難民申請者を含む外国人の一部について要件を緩和し、給付金の受給を可能にすることができました。同時に、給付金が難民申請者の収入とみなされ、保護費(※)から差し引かれることがないように政府との交渉を通じて確認しました。また、難民がコロナ禍で直面する様々な不安を解消するための情報や、日本語のみで公開されていた在留資格の更新に関する発表などを、日本で暮らす難民の方々の主要言語(英語、仏語、アラビア語、ペルシャ語)に翻訳し発信しています。 ※外務省の委託を受けた難民事業本部(RHQ)が実施。2019年度は審査基準を満たした362人に対して支給。

難民受け入れの潮流をつくる

難民とともに生きられる社会を目指し、
理解と共感の輪を広げます。

—

日本にも難民が逃れてきていることは、まだ十分に知られていません。難民が日本で直面する課題だけでなく、私たちと同じように「食べたり、寝たり、働いたりする」日々の暮らしがあることを多くの方に知ってほしい。難民のために難民とともに、さまざまな機会を通して伝え、共感の輪を広げています。

事業内容

- ・ウェブサイト、マスメディア等を通じた発信
- ・イベント、講座の開催
- ・難民を伝えるキャンペーンの実施 など



REPORT 01

多様なメディアを通して日本で暮らす 難民への認知を広げる



TBSラジオ「石川 貴 DAIRY LIFE」出演

日本の難民受け入れに対する認知はまだ十分ではなく、難民の立場がより困難になるような動きもあるなかで、難民への理解や共感を生むことは依然として重要です。難民一人ひとりの姿や日本の制度の課題を広く伝えるため、各種メディアからの取材に応えました。今年度は新聞、雑誌、テレビ等で計58件のマスメディア掲載を実現。新型コロナウイルスの感染拡大において、日本で暮らす難民がより困難な状況に直面していることについても複数のメディアで取り上げていただきました。また、ウェブサイトやSNSなど団体独自の情報発信にも積極的に取り組んでおり、Twitterのフォロワーは1万人を突破するなど発信力を高めています。

REPORT 02

『ニッポン複雑紀行』を継続 写真展も開催



難民も移民もそうでない人も、誰もがともに暮らせる社会を目指して、「ニッポンは複雑だ。複雑でいいし、複雑なほうがもっといい。」をコンセプトに、2017年度より運営しているウェブマガジン『ニッポン複雑紀行』を継続。ベトナム難民の定住から始まった静岡県浜松市のコミュニティなど、今年度も様々な場所・テーマで記事を制作しました。また、都内で写真展も開催し、これまで撮影してきた写真を一人ひとりの方から聞かせていただいた言葉の数々と合わせて展示。約1,500名の方にお越しいただき、難民の受け入れにもつながるメッセージを伝えることができました。

- ・あの頃日本人になりたくて、毎日軍歌を聴いていた。大阪の右翼少年が「なにわのアメラジアン」になるまで
- ・「日本語も母語も中途半端」そんな子どもたちのために。大泉の「ブラジル人学校」23年間の軌跡



新たな形の難民受け入れを開拓する

教育を通じた難民受け入れを通じて、より積極的な受け入れを呼びかけます

シリア危機をきっかけに高等教育の機会が限定的となった、もしくは中断せざるを得なかった若者を、2015年より民間主導で日本に受け入れてきました。難民受け入れの新たな形を示すと同時に、より積極的な受け入れを政府と社会に呼びかけています。同様の取り組みは国際的潮流となっており、本事業はアジア太平洋ではまだ数少ない先進的な取り組みとして評価されています。また、2016年12月から政府によるシリア人留学生受け入れ事業の一部を受託しています。

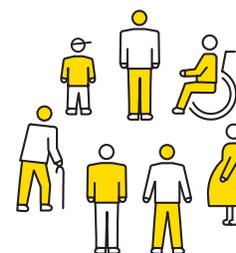
REPORT 留学生や地域に経験が蓄積されるなか支援を継続



薬局にてインターン経験を積む沖縄在住のシリア難民留学生

民間主導での難民受け入れは4年目を迎え、首都圏・関西・沖縄・東北の日本語学校・大学にて、累計25名を受け入れました。昨年度に卒業した2期生は、大卒者2名が東京と沖縄で就職、1名が大学院進学を果たし、高卒の1名は今年度も日本語学習を続けています。留学生たちはコミュニティとして助け合い、情報を共有するようになり、各地域でも学校・大学を中心に交流や支援の経験が蓄積されています。蓄積した教訓を国内外でより広く発信し、より多くの難民が自分の持つ可能性を十分に発揮できる社会の実現に貢献していきます。

人道支援 HUMANITARIAN ASSISTANCE



支援が行き届く仕組みをつくる

誰もが取り残されないことを目指し、人道支援の質の向上に取り組めます。

母国を追われ、日本社会のセーフティネットからも抜け落ちてしまう難民を支援するなかで、JARが常に意識してきたのは「支援の行き届きづらい人を、どう支援するか」という視点です。これまでの経験の蓄積を活かして、人道支援分野の取り組みに参加しています。

- 事業内容**
- ・人道支援において脆弱性の高い人々が取り残されない基準づくりや普及
 - ・支援活動における多様性に着目した取り組み、実施方法の工夫 など

REPORT 国内の人道支援における質の向上に向けた取り組みに参加



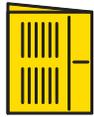
スフィア研修(2020年1月)の様子 写真提供: JQAN

多様な人々が適切な支援を受けられることを目指し、人道支援団体のネットワークでの基準づくりや研修が行われており、今年度は「支援の質とアカウントビリティ向上ネットワーク」(JQAN)におけるNGO/NPO向けの研修メニューづくりなどに参加しました。また、国内の災害対応等の人道支援では、常に新たな課題を見つけ、NGO/NPOの枠を超えたネットワークで対応を検討しており、JARも議論に参加しています。

メディア掲載実績一覧 MEDIA COVERAGE

難民問題を取り上げる記者からの取材に応えたほか、JARからも取材の提案を行い、年間で58件のメディア掲載が実現。インターネットメディアにも多数掲載されました。

(抜粋)



新聞
NEWSPAPER

2019	7.2	同性愛迫害 難民認定 政府が初 出身国で逮捕、保釈中 / 東京新聞
	7.17	弁護士スキルで社会貢献 広がるプロボノ / 日本経済新聞
	8.29	Liberating refugees from shackles of despair / The Japan News
2020	1.4	「わたしの居場所」難民ら駆け込むNPO 使命感で支援続けるスタッフ / 共同通信配信、毎日新聞・京都新聞など全国各紙に掲載
	1.30	「ニッポン複雑紀行」きょうから写真展 / 朝日新聞
	5.1	コロナショックの現場から「在留資格にかかわらず10万円支給を」難民支援団体代表が訴え / 毎日新聞
	6.26	Asylum seekers in Japan face battle for survival in time of coronavirus / KYODO NEWS



雑誌
MAGAZINE

2019	8.1	世界には7,000万人の難民がいて日本にもいる。その事実を知れば物の見方が変わるはず / STORY
	10.1	誰もが難民になりうる時代に / 『生活と自治』生活クラブ生協連合会



テレビ
TV

2019	10.29	緒方貞子さん死去、「小さな巨人」が遺した志 / TBS News23
------	-------	------------------------------------



ラジオ
RADIO

2019	11.22	荻上チキ・Session-22：特集「食べれば、見えてくる！「難民」たちの故郷のすがた」安田菜津紀×野津美由紀×荻上チキ / TBS ラジオ
	12.22	「石川 實 DAIRY LIFE」代表理事石川えり出演 / TBS ラジオ



ウェブメディア
WEB MEDIA

2019	12.26	日本にも、凍える寒さの中で野宿する「難民」がいる。支援スタッフがいま伝えたいこと / BuzzFeed
2020	1.28	「ニッポンは複雑だ」難民支援協会の写真展が訴えかけるものは... / ハフィントンポスト
	3.8	難民が絶望する、日本の難民認定制度（前後編） / チャリツモ
	3.27	難民認定44人、人道的理由で在留許可37人... 難民支援協会「決して十分ではない」 / 弁護士ドットコムニュース
	4.15	命を守ることに分断はない — 日本に逃れてきた難民が直面する新型コロナウイルスの危機 / Dialogue for People
	6.16	コロナ危機ですますます困窮する難民をどう支えるか～支援の現場から：誰も取り残さず、誰も排除しない社会をどうつくるか？（代表理事・石川えり） / 論座

支援者の声 SUPPORTER'S VOICE

VOICE : 01



難民スペシャルサポーター
永松 廣子 さん

約30年間、外国人に日本語を教える「日本語学校」を経営してきました。そのなかで日本に在住する外国人に対して、日本社会の理不尽な対応を多々見聞きしてきました。自分にできる支援はないだろうかと模索しながら、様々な活動を仕事柄していくなかでJARを知りました。仕事が忙しく、支援のために時間を割くことはなかなかできませんので、ささやかながら私にできる範囲で毎月の支援をさせていただいています。日本が在日外国人、とりわけ難民の方々にやさしい人権意識の高い国になることを願っています。

VOICE : 02



難民スペシャルサポーター
木村 友祐 さん

もう何年も前に「東京ヘテロトピア」という演劇プロジェクトに参加して、東京で暮らす難民の物語を書く必要があり、JARの方にお話をお聴きました。難民申請の認定率の異常な低さ、難民と認められないまま暮らす人々の窮状に絶句しました。大変な立場にいる彼女・彼らを支援するJARは信頼できるエキスパート集団で、ぼくができないことをやってくれているという思いで、サポーターになりました。国内の外国人の人権を軽視するのは、日本に特有の根深い問題。状況を変えられるよう、ぼく自身も考えていくつもりです。

撮影/尾島敦

VOICE : 03



難民スペシャルサポーター
/ボランティア
亀山 萌子 さん

難民支援に関心を持ったきっかけは、JARで活動していた先輩からレシピ本『海を渡った故郷の味』をいただいたことです。日本に逃れて来る難民の方がいること、彼らにとって日本が決して優しい場所ではないこと、そして、私たちと同じように、彼らにも家族と温かい食卓を囲む日常があったこと。レシピ本を通して、それまで遠い国の存在だった彼らを身近に感じられるようになりました。同じ社会に生きる一員として、これからもボランティアや難民スペシャルサポーターを通じて微力ながら難民の方々の力になればと思っています。

毎月のご支援が難民の命と未来を支えます

難民スペシャルサポーター

「難民スペシャルサポーター」は月1,500円～継続的にご寄付をいただくご支援の方法です。現在1,700名以上の方がご登録くださり、毎月のご寄付で支えてくださっています。政府の助成など大きな後ろ盾があるわけではない私たちの活動は、多くの方の少しずつのご支援によって実現しています。皆さまが託して下さる思いやご寄付を大切に受け止め、これからは皆さまとともに、日本にたどり着いた難民の方々の力になれるよう活動していきます。

1,500円 あれば

難民申請手続きのための交通費を支払えます



3,000円 あれば

路上生活に耐えている難民が宿で一泊休むことができます



5,000円 あれば

パスタ、カレーなど15食分の食事を提供できます



お申込みはこちら ▼



WEBにて

www.refugee.or.jp/nss



お電話にて

03-5379-6001 [広報部まで]

皆さまからのご寄付は寄付金控除の対象となります。

JAR スタッフ JAR STAFF



企業・団体からのご協力 SUPPORT FROM COMPANIES AND ORGANIZATIONS

パートナー

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

寄付

愛恵福祉支援財団
株式会社アップルツリーファクトリー
アドビ システムズ 株式会社
オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ外国法事務弁護士事務所
オリック東京法律事務所・外国法共同事業
カトリック幼きイエス会(ニコラ・パレ)
カリタス幼稚園
株式会社吉章
gooddo株式会社
クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業
有限会社ケイコー
宗教法人孝道山本仏殿
医療法人社団紺整会
株式会社システムサイト
公益財団法人 社会貢献支援財団
浄土宗 林海庵
新日本管財株式会社 互助会
真如苑
学校法人 信望愛学園 周南小さき花幼稚園
スミス・インターナショナル・ジャパン株式会社
世界宗教者平和会議日本委員会
ソウ・エクスペリエンス株式会社
チャリティテニスオープン2019
東京マックス株式会社
東京マラソン2020チャリティ※
徳山カトリック教会
株式会社トラベルデータ
株式会社ナンセイ
株式会社BISHOP MUSIC
ブルームバーグ エル・ピー
株式会社 ポプラ社
公益財団法人 毎日新聞東京社会事業団
Meal for Refugees(M4R)
ユーロモニターインターナショナルリミテッド
株式会社リコーFreeWill

※ 難民支援協会は、東京マラソン2020チャリティ事業の寄付先団体です。
東京マラソン2020チャリティ公式ウェブサイト
www.marathon.tokyo/charity

※ プロボノとは、ラテン語で「公共のために」という意味。
専門家等が、その専門知識・能力を活かして無報酬で提供されるサービスのこと。

※ 紙面の都合上10万円相当以上のご支援のみ記載させていただきました。

※ 犬養道子基金について：
これまで長年当会をご支援いただいておりますが、2018年1月に当会にて
基金を引き継ぎさせていただきました。上記一覧には、犬養道子基金にご寄付
いただいた団体も含まれております。

助成・委託等

アユス仏教国際協力ネットワーク
独立行政法人国際協力機構
(株式会社日本開発サービスとの合併で受託)
国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)
JWLI Ecosystem: Japanese Women's Leadership Initiative
新型コロナウイルス感染症:拡大防止活動基金
東京アンブレラ基金
日本国際基督教大学財団
一般社団法人日本福音ルーテル社団
日本労働組合総連合会(連合)
一般財団法人 ファーストリテイリング財団
独立行政法人福祉医療機構
立正佼成会 一食平和基金

プロボノ

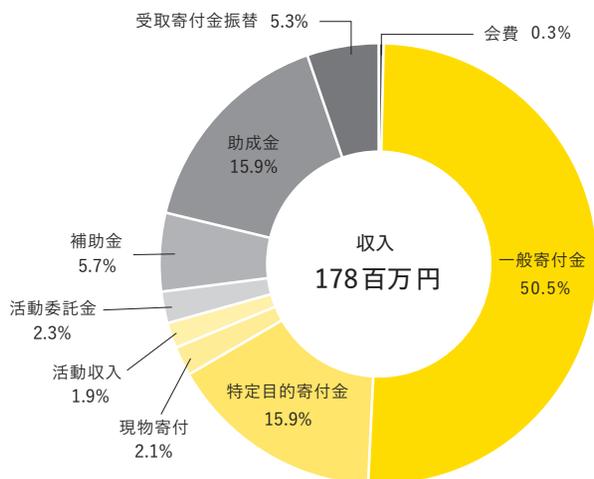
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ外国法事務弁護士事務所
オリック東京法律事務所・外国法共同事業
株式会社カラーコード
ゴールドマン・サックス証券株式会社
surmometer inc.
TMI総合法律事務所
ディーエルエイ・バイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所
パークレイズ証券株式会社
ビルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ビットマン法律事務所(外国法共同事業)
ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業
ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業
ホワイ特&ケース外国法事務弁護士事務所・ホワイ特&ケース法律事務所
(外国法共同事業)
メディアフォーユー株式会社
モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 伊藤 見富法律事務所
(外国法共同事業事務所)
森・濱田松本法律事務所
株式会社LIFE.14
ローブス&グレー外国法事務弁護士事務所
早稲田リーガルコモンズ法律事務所

物品・サービス協力等

花王株式会社
国際協力人材育成プログラム(明治大学・立教大学・国際大学)
Sansan株式会社
セカンドハーベスト・ジャパン
合資会社大家族
株式会社PR TIMES
株式会社ファーストリテイリング
末日聖徒イエス・キリスト教会
株式会社レアールパスコペーカリーズ

会計 ACCOUNTING

収入の部

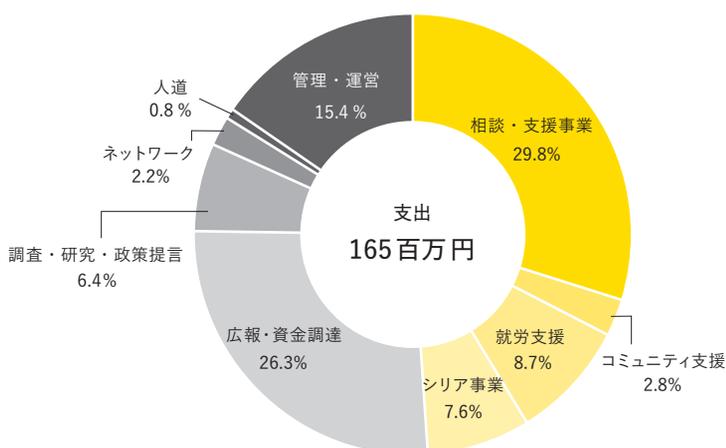


収入	単位 (円)	構成
会費	600,000	0.3%
一般寄付金	90,342,536	50.5%
特定目的寄付金	28,349,599	15.9%
現物寄付	3,799,408	2.1%
活動収入	3,390,893	1.9%
活動委託金	4,196,448	2.3%
補助金	10,187,907	5.7%
助成金	28,461,452	15.9%
受取利息等	8,252	0.0%
受取寄付金振替※	9,418,695	5.3%
合計	178,755,190	100%

※ 指定正味財産からの振替

上記は一般正味財産です。加えて、故犬養道子様より2017年度にいただいた遺贈を指定正味財産としており、残高は60,351,405円です。

支出の部



支出	単位 (円)	構成
相談・支援事業	49,318,411	29.8%
コミュニティ支援	4,671,352	2.8%
就労支援	14,467,492	8.7%
シリア事業	12,534,042	7.6%
広報・資金調達	43,662,975	26.3%
調査・研究・政策提言	10,584,268	6.4%
ネットワーク	3,664,619	2.2%
人道	1,260,265	0.8%
管理・運営	25,610,736	15.4%
合計	165,774,160	100%

相談・支援事業	事務所や外部における難民への情報提供や困窮した難民への生活費の支給
コミュニティ支援	難民とコミュニティの社会統合への支援
就労支援	難民への職業紹介及び就労を容易にするための支援
シリア事業	シリア難民の受け入れ事業
広報・資金調達	難民支援に関する機関誌の発行並びに講演会、報告会及び文化事業等を通じての広報
調査・研究・政策提言	難民保護に関する調査、研究及び政策提言
ネットワーク	関連機関との難民保護及びプロテクションに関する経緯交流と事業実態における協力
人道	国内外におけるプロテクションの分野を中心とした人道支援
管理・運営	事務所維持・事業管理の運営費

[独立監査人の監査報告書抜粋]

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等^①が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財団及び活動(損益)の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

※2019年度の活動計算書、貸借対照表および財産目録等

2020年8月31日

戒井公認会計士事務所

公認会計士

戒井重樹



団体概要 ORGANIZATION OVERVIEW

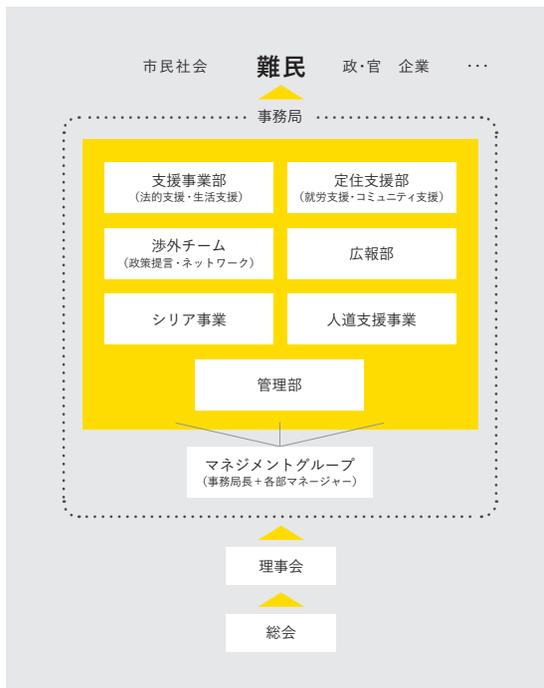
2020年9月末現在

正式名称	特定非営利活動法人 難民支援協会
英語名	Japan Association for Refugees
所在地	〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-2 TASビル4階
代表理事	石川 えり
設立	1999年7月17日
法人格取得	1999年11月16日
認定NPO法人取得	2020年2月3日(東京都) 初回は2008年5月1日に国税庁より認定
事務局スタッフ	27名(非専従職員を含む) 休職中のスタッフは除く

役員一覧 (五十音順)

代表理事	石川 えり	難民支援協会事務局員
副代表理事	中村 義幸	大学教員
理事	井内 摂男	会社役員
	石井 宏明	難民支援協会事務局員
	大江 修子	弁護士
	柴崎 敏男	会社顧問
	関 聡介	弁護士
	滝本 哲也	団体職員
	筒井 志保	フリーランス
	新島 彩子	難民支援協会事務局員
	畠 健太郎	団体職員
	藤本 俊明	大学教員
	吉山 昌	難民支援協会事務局員
監事	野村 彰男	団体役員
	渡邊 賢	弁護士
顧問	新垣 修	大学教員
	市川 正司	弁護士
	鈴木 雅子	弁護士
	永峰 好美	ジャーナリスト
	森 恭子	大学教員、社会福祉士
	森谷 康文	大学教員、精神保健福祉士

組織図



参加しているネットワーク

- ・Asia Pacific Refugee Rights Network (APRRN)
- ・International Detention Coalition (IDC)
- ・NGO安全管理イニシアティブ(JaNISS)
- ・NPO法人国際協力NGOセンター (JANIC)
- ・支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク (JQAN)
- ・Japan Forum for UNHCR and NGOs (J-FUN)
- ・ジャパン・プラットフォーム (JPF)
- ・新宿区多文化共生連絡会
- ・防災・減災日本CSOネットワーク (JCC-DRR)
- ・NPO法人なんみんフォーラム (FRJ)
- ・NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)
- ・東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議

※難民支援協会は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) のパートナーです。また、国連経済社会理事会 (ECOSOC) から、特別協議資格団体 (Special Consultative Status) として認められています。

受賞歴 (抜粋)

2006年 1月	第20回東京弁護士会人権賞 (東京弁護士会)
2009年 8月	第21回毎日国際交流賞 (毎日新聞社)
2013年 1月	2012年度地球市民賞 (国際交流基金)
2013年12月	エクセレントNPO大賞 (「エクセレントNPO」をめざそう市民会議)
2016年10月	第8回沖縄平和賞 (沖縄県)
2019年 7月	第52回社会貢献者表彰 (社会貢献支援財団)



認定NPO法人 Japan Association for Refugees
人 難民支援協会

☎ 03-5379-6001 ✉ info@refugee.or.jp 🌐 www.refugee.or.jp
難民専用フリーダイヤル for refugees (toll free) ▶ 0120-477-472